

○京都市道路の位置の指定等に関する規則

平成12年3月31日

規則第190号

改正 平成13年1月4日規則第85号

平成13年1月17日規則第87号

平成15年3月25日規則第91号

平成19年1月9日規則第83号

平成25年3月29日規則第113号

平成30年9月21日規則27号

令和3年7月28日規則40号

京都市道路の位置の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法施行令（以下「令」という。）、建築基準法施行規則（以下「省令」という。）、京都市建築基準法施行細則その他別に定めがあるもののほか、建築基準法（以下「法」という。）、京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(道路の位置の指定の申請書等の様式)

第2条 省令第9条に規定する申請書は道路の位置指定・変更・廃止申請書（第1号様式）とし、同条の表に掲げる付近見取図及び地籍図並びに同条に規定する承諾書は道路の位置指定・変更・廃止申請図（第2号様式）とする。

(特定土地)

第3条 条例第3条第2項第2号に規定する別に定めるものは、同号に規定する位置指定道路から奥行きが2メートルに満たない部分を有しない土地（周囲の状況及び土地の形状により、当該部分を有することについて市長がやむを得ないと認める場合にあっては、当該部分を有する土地）とする。

(条例第4条第5号等に規定する別に定める既存敷地)

第4条 条例第4条第5号並びに第5条各号列記以外の部分及び第2号に規定する別に定める既存敷地は、道路の位置指定・変更・廃止申請書の提出があった日まで引き続いて3年以上法第2条第1号に規定する建築物が存している土地とする。

(道路の位置の指定に係る舗装の技術的基準等)

第5条 条例第4条第7号に規定するコンクリート及びアスファルト・コンクリートによる舗装の技術的基準は、市長が定めて告示する。

(道路の位置の指定に係る側溝及び街渠^{きよ}の技術的基準)

第6条 令第144条の4第1項第5号に規定する側溝及び街渠^{きよ}の技術的基準は、市長が定めて告示する。

(予定道路の指定)

第7条 市長は、法第42条第1項第4号に規定する道路を指定した場合には、その旨を公告するものとする。

(私道の変更又は廃止の承認の申請)

第8条 京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条の規定による私道の変更又は廃止の承認を受けようとする者は、道路の位置指定・変更・廃止申請書に道路の位置指定・変更・廃止申請図を添えて、市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に省令第9条の規定により同条に規定する申請書並びに同条の表に掲げる付近見取図及び地籍図並びに同条に規定する承諾書の提出を行った者であつて、この規則の施行の際道路の位置の指定に係る処分を受けていないものに対する第2条の規定の適用については、当該申請書は同条に規定する道路の位置指定・変更・廃止申請書と、当該付近見取図、地籍図及び承諾書は同条に規定する道路の位置指定・変更・廃止申請図とみなす。

附 則 (平成13年1月4日規則第85号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年1月17日規則第87号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市道路の位置の指定等に関する規則の規定は、この規則

の施行の日以後に行われる建築基準法施行規則第9条の規定による道路の位置の指定の申請及び京都市私道の変更又は廃止の申請に関する条例第2条の規定による私道の変更又は廃止の承認の申請（以下「道路の位置の指定等の申請」という。）について適用し、同日前に行われた道路の位置の指定等の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月25日規則第91号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月9日規則第83号）

この規則は、平成19年3月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第113号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月21日規則第27号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年9月25日から施行する。

（経過措置）

2 従前の様式による用紙は、市長が認める限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和3年7月28日規則第40号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

第1号様式（第2条及び第8条関係）

第1号様式（第2条及び第8条関係）

位置指定
道路の変更
廃止

申請書

京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例

第4条
第5条 による
第6条

正

(宛先) 京都市長				年 月 日			
申請者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）				申請者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）			
				電話（ ） —			
<input type="checkbox"/> 建築基準法施行規則第9条 <input type="checkbox"/> 京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条				<input type="checkbox"/> 位置の指定 <input type="checkbox"/> 変更の承認 <input type="checkbox"/> 廃止の承認			
の規定により道路の				を申請します。			
築造主	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）			
				電話（ ） —			
代理者				電話（ ） —			
設計者				電話（ ） —			
工事施工者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）			
	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣 <input type="checkbox"/> 知事 許可（ ）第 号			電話（ ） —			
土地の地名地番	京都市 区						
用途地域			防火地域	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 準防火 <input type="checkbox"/> 指定なし		その他の地域地区	
指定を受けようとする道路	幅員	メートル	メートル	メートル		明示方法	<input type="checkbox"/> U字型側溝 <input type="checkbox"/> L字型街渠
	延長	メートル	メートル	メートル	横延長 メートル	敷地面積	平方メートル
権利者等の概要	地番	地目	権利	管理者	土地の所有者、その土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者及び管理者の住所及び氏名		
工事着手予定日			年 月 日		工事完了予定日		年 月 日
※ 受付欄				※ 指定番号欄		※ 告示番号欄	
第 号		担当者		第 号		京都市告示第 号	
年 月 日				年 月 日		年 月 日	

- 注1 ※の欄は、記入しないでください。
 2 該当する□には、レ点を記入してください。
 3 用途地域の欄、防火地域の欄及びその他の地域地区の欄は、位置の指定を受け、変更し、又は廃止しようとする道路に接する敷地について記入してください。
 4 指定を受けようとする道路の欄は、幅員が複数あるときは、別々に記入してください。
 5 管理者とは、申請に係る道路を建築基準法施行令第144条の4第1項及び京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例で定める基準に適合するように管理する者をいいます。
 6 権利者等の概要の欄に管理者に係る事項を記入するときは、同欄のうち、管理者の欄に○印を記入してください。
 7 権利者等の概要の欄は、道路の廃止の承認の申請をするときは、管理者に係る事項を記入する必要はありません。
 8 権利者等の概要の欄に全員を記入することができないときは、同一様式によって別紙に記入してください。

第2号様式（第2条及び第8条関係）

副	道路の	位置指定 変更 廃止	通知書	
様		※ 京都市長 印		
※ 指定番号 第 号		※ 指定年月日 年 月 日		
<input type="checkbox"/> 位置の指定 <input type="checkbox"/> 変更の承認 <input type="checkbox"/> 廃止の承認				
申請に係る道路については、 をしたので通知します。				
築造主	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）	
			電話（ ） -	
代理者			電話（ ） -	
設計者			電話（ ） -	
工事施工者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）	
	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣 <input type="checkbox"/> 知事 許可（ - ）第 号		電話（ ） -	
土地の地名地番	京都市 区			
用途地域		防火地域	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 準防火 <input type="checkbox"/> 指定なし	その他の地域地区
指定を受けようとする道路	幅員	メートル	メートル	メートル
	延長	メートル	メートル	メートル
明示方法		<input type="checkbox"/> U字型側溝 <input type="checkbox"/> L字型街渠		
敷地面積		平方メートル		
権利者等の概要	地番	地目	権利	管理者
土地の所有者、その土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者及び管理者の住所及び氏名				
工事着手予定日		年 月 日	工事完了予定日	
年 月 日		年 月 日		
※条件				

- 注1 ※の欄は、記入しないでください。
 2 該当する口には、レ点を記入してください。
 3 用途地域の欄、防火地域の欄及びその他の地域地区の欄は、位置の指定を受け、変更し、又は廃止しようとする道路に接する敷地について記入してください。
 4 指定を受けようとする道路の欄は、幅員が複数あるときは、別々に記入してください。
 5 管理者とは、申請に係る道路を建築基準法施行令第144条の4第1項及び京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例で定める基準に適合するように管理する者をいいます。
 6 権利者等の概要の欄に管理者に係る事項を記入するときは、同欄のうち、管理者の欄に○印を記入してください。
 7 権利者等の概要の欄は、道路の廃止の承認の申請をするときは、管理者に係る事項を記入する必要はありません。
 8 権利者等の概要の欄に全員を記入することができないときは、同一様式によって別紙に記入してください。

第2号様式(第2条及び第8条関係)

	申請者の住所及び氏名		道路の位置指定変更申請書				行政区	
			※ 指定番号		第 号		区	
		※ 指定年月日		年 月 日				
承諾書	この図面のとおり道路の位置指定を承諾します。							年 月 日
	地番	地目	権利	管理者	住所	氏名	印	
道路	地名地番					求 積 表		
	幅員	メートル	メートル	合 計	道路面積	平方メートル		
	延長	メートル	メートル	メートル	宅地面積	平方メートル		
図面作成者の住所及び氏名								
<p>注1 ※の欄は、記入しないでください。</p> <p>2 該当する□には、レ印を記入してください。</p> <p>3 この申請図には、次の事項を明示してください。</p> <p>幅尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、土地にある建築物及び工作物の位置及び形状、指定を受けようとする道路に接続する道路及び指定を受けようとする道路に接し、又は当該道路内に存する水路の位置並びに土地の高低その他地形上特記すべき事項</p> <p>4 承諾書の欄のうち、権利の欄は、指定を受けようとする道路の敷地である土地の所有権又はその土地若しくはその土地にある建築物若しくは工作物に関する権利をそれぞれ記載してください。</p> <p>5 「管理者」とは、申請に係る道路を建築基準法施行令第144条の4第1項及び京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例で定める基準に適合するように管理する者をいいます。</p> <p>6 承諾書の欄に管理者に係る事項を記入するときは、承諾書の欄のうち管理者の欄に○印を記入してください。</p> <p>7 この用紙を道路の廃止の承認の申請書に添付するときは、管理者に係る事項を記入する必要はありません。</p> <p>8 申請の道路の幅員及び長さの単位は、メートル(小数点以下2位まで)で記入してください。</p> <p>9 付近見取図と平面図とは、方位を一致させて記入してください。</p> <p>10 承諾書の欄に押印した者の印鑑登録証明書(法人にあつては、法人の代表者の資格及び印鑑の証明書)を添付してください。</p> <p>11 指定を受けようとする道路の敷地である土地の区画を明確にした地積測量図に地番を表示したものを添付してください。ただし、京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例第6条に規定する道について道路の位置の指定を受けようとする場合において、周囲の状況により市長がやむを得ないと認め、かつ、この申請図に道路の敷地である土地の区画を座標値(平成14年1月10日国土交通省告示第9号に規定する平面直角座標系による座標値をいう。)で表示したときは、この限りではありません。</p>								